

# 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」【別冊】の中間見直しについて

## 国の基本指針※（要約）

### ■市町村子ども・子育て支援事業計画

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、計画の見直しが必要となる。このため市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこと。

### ■都道府県子ども・子育て支援事業計画

市町村の見直し状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号）

## 見直し項目（予定）

### ■量の見込みと確保方策（教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）

#### 国の見直し作業手引き※（抜粋）

- 「支給認定を受けた子どもの数」と「量の見込み」との差が±10%以上の場合や、待機児童が解消されない見込みとなっている場合等は、原則見直しが必要
- 自然増減や社会増減を踏まえた児童数の推計値に、子どもの総数に対する支給認定を受けた子どもの割合を加味して、量の見込みを算出

※ 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」（平成29年1月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）



国手引きを参考にしながら、各市町村において見直しの要否・内容を検討  
県では、市町村の見直し結果を積み上げ

### ■保育士等の必要見込数

- 必要見込数と確保実績との間に乖離あり
- 量の見込みと確保方策の見直し内容を踏まえつつ、必要見込数の算出方法の見直しを含めて検討

## 今後のスケジュール

- H29. 11 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会／部会（中間案）  
宮城県次世代育成支援対策地域協議会、宮城県子ども・子育て会議（中間案）
- H29. 12 常任委員会（中間報告）
- H30. 2 宮城県次世代育成支援対策地域協議会、宮城県子ども・子育て会議（最終案）
- H30. 3 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会（最終案）  
常任委員会（最終報告）  
宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部会議（最終案）